

文書番号	管理版	<input type="checkbox"/> 継続して更新されます	版数	0-2	管理番号
YQ-18	管理外版	<input checked="" type="checkbox"/> 更新されません			

報酬・費用弁償規程

制定日 : 2014年6月23日

改訂日 : 2018年7月9日

No.	配付先	No.	配付先
1	理事長	7	訪問介護事業所
2	施設長	8	居宅介護支援事業所
3	事務長	9	栄養課
4	総務課	10	小規模多機能型居宅介護
5	生活養護課	11	グループホーム
6	通所介護事業所	12	紅華の森

承認	審査	作成
理事長	施設長	施設長
		

社会福祉法人 祥永会

沖縄県読谷村座喜味 1875 番地の 1

Tel098-956-2000 Fax098-956-0022

<適用施設・事業所>

- 特別養護老人ホーム読谷の里
- 指定短期入所生活介護事業所読谷の里
- 指定通所介護事業所読谷の里
- 指定訪問介護事業所読谷の里
- 指定小規模多機能型よみたんふれあいの里
- 指定グループホームよみたんふくぎの里
- 指定居宅介護支援事業所読谷の里
- 指定介護老人福祉施設紅華の森

文 書 番 号	文書取扱規程	版	0-2	ページ
YQ-18	目 次	数		目次・1P

	版	総頁	制・改訂日
表紙	0-2	1P	2018.7.9
目次	0-2	1P	2018.7.9
第1章 報酬・費用弁償規程	0-1	2P	2017.2.1
改訂歴	様-文-03-2	1P	2018.7.9

文書番号	報酬・費用弁償規程	版数	0-1	ページ
YQ-18	第1章 報酬・費用弁償規程			1-1P

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 祥永会（以下「法人」という。）の運営及び定款第1条第1項の(1)及び(2)に規定する社会福祉事業（以下「事業所」という。）を行う上で、支弁が必要となる報酬及び費用弁償に関する規程を定める。

(報酬)

第2条 法人及び事業所は次の事項について報酬を支弁する。

- (1) 理事長の報酬。
- (2) 法人が開催する理事会及び評議員会へ出席した役員への報酬。
- (3) 法人が開催する施設整備に係る競争入札・契約事務手続きを行う指名委員会へ出席した委員への報酬。
- (4) 定款第11条第1項及び第3項に定める監事が監査を行った際の報酬。
- (5) 定款第6条第1項に定める評議員選任・解任委員会を行った際の報酬。
- (6) 苦情解決第三者委員が苦情解決要綱第2条3.(4)の(オ)・(カ)の規定に基づく職務及び理事長が認める研修会等への参加の際の手当て。
- (7) 施設内研修会及び講習の際に外部より招聘した講師手当。
- (8) 敬老会等行事の際に出演依頼した芸能人等への報酬

2 前項に定める(2)(3)について、施設長及び施設職員についてはこれを支弁しない。ただし、休日に開催した場合は報酬を支弁する。

(報酬額)

第3条 報酬額については次ぎのとおりとする。

- (1) 理事長・・・・・・・・・・400,000円（月額）
- (2) 理事会及び評議員会・・・・・・・・15,000円（1回）
- (3) 指名委員会・・・・・・・・・・15,000円（1回）
- (4) 監事監査報酬・・・・・・・・・・15,000円（1回）
- (5) 評議員選任・解任委員・・・・・・・・15,000円（1回）
- (6) 苦情解決第三者委員・・・・・・・・5,000円（1回）
- (7) 外部招聘の講師・芸能人等・・・双方協議のうえ報酬額を定め理事長の承認を得るものとする。

2 前項(1)から(6)については、所得税法に定める源泉徴収税額を控除した額を支給し、事務局が源泉徴収所得税を税務署に納付する。

(費用弁償)

第4条 理事長、理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）及び苦情第三者委員が法人及び事業所の業務の為に旅行した場合は、その費用を弁償する。

2 前項に規定する者の費用弁償額は、旅費規程を準用し、別表1の区分「役職」を「役員等及び苦情解決第三者委員」と読み替えるものとする。

3 第1項に規定する者が自家用自動車を使用し法人及び事業所の業務の為に旅行した場合の車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

文書番号	報酬・費用弁償規程	版数	0-1	ページ
YQ-18	第1章 報酬・費用弁償規程			1-2P

ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 4 第1項に規定する者が自家用自動車を使用し法人及び事業所の業務の為に旅行した際、やむを得ず有料駐車場を利用した場合の料金については、その費用を弁償することができる。
- 5 外部招聘講師及び芸能人が第2条(6)・(7)の事項に係る実経費等の費用弁償については支弁しない。

(支給日、支払方法)

- 第5条 第3条1項(1)については、毎月10日に本人の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- 2 第3条1項(2)(3)(4)(5)(6)については、第2条1項(2)(3)(4)(5)(6)(7)の職務遂行後、現金で支払うものとする。
- 3 第4条2.3.4項については、現金で支払うものとする。
- 4 第2条1項(1)の報酬については、理事会の議決を得た当該月から全額を支給することとし、日割り計算は行わない。
- 5 第2条1項(1)の報酬については、月の途中に就任又は退任した場合でも、全額支給することとし、日割り計算は行わない。

(規程の改廃)

- 第6条 この規程の改廃については、理事会の決議を要する。

付則

この規程は、平成17年2月8日から施行する。

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

この規程は、平成20年5月27日から施行する。

この規程は、平成25年2月28日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。